

平成30年2月23日

## 報道機関各位

担当課	政策企画課
担当者	主査 黒田 大
電話	0957-38-3111
FAX	0957-38-3514
メール	kikaku@city.unzen.lg.jp

雲仙市地域おこし協力隊員（移住促進）の募集開始について

雲仙市地域おこし協力隊の募集を下記のとおり開始いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### ○ 募集人員

雲仙市地域おこし協力隊員 1名

#### ○ 主な活動内容

(1) 移住サポート、定住・移住を促す企画検討及び情報発信

(具体例：移住希望者の相談・案内、移住相談会への参加・プレゼンテーション、移住促進交流イベントや体験ツアー等の企画、移住ポータルサイトやパンフレット作成、移住者受入組織の構築など)

(2) 農村生活体験など都市との交流事業の企画

(3) 地域づくり団体等の活動の応援

(4) 地域資源の情報発信（SNS等を活用した情報発信）

(5) その他地域づくりに寄与する活動

#### ○ 応募条件

・申し込み時点で3大都市圏をはじめとする都市地域(※1)から雲仙市内に生活の拠点を移し、住民票を移動できる方

・平成30年4月1日現在において、年齢が20歳以上の方

・地域の活性化に意欲があり、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方など

#### ○ 募集期限

平成30年3月23日（金）※必着

詳しい内容については、雲仙市ホームページをご覧ください。

[http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol\\_id=19566](http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=19566)

※1都市地域とは次の法律の対象地域又は指定地域を有しない市町村のことをいう

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)